

(照 会 先)
独立行政法人国立病院機構
東海北陸グループ
担当：参事（人事担当） 中 西
人事係長 酒 井
電話 0 5 2 - 9 6 8 - 5 1 7 1

令和 7 年 2 月 1 9 日
独立行政法人国立病院機構
東 海 北 陸 グ ル ー プ

職員の懲戒処分について

国立病院機構東名古屋病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第 9 2 条第 7 号に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	<p>職場における先輩・後輩等の関係に基づく影響力を用いることにより後輩職員と性的関係を繰り返し結んだもの。</p> <p>また、当該職員の意に反し手首をつかんでスマートフォンのデータを削除させるなどの行為を行ったもの。</p> <p>加えて、これらの行為により当該職員が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したものである。</p> <p>なお、当該行為はハラスメント監督者である院長により令和 7 年 2 月 1 2 日にセクシャル・ハラスメント及びパワーハラスメントの事実が認められたものである。</p>
処分年月日	令和 7 年 2 月 1 9 日
処分量定等	<p>(行為者) 国立病院機構東名古屋病院 理学療法士（30代、男性）</p> <p>(量 定) 懲戒解雇</p>